

第1回 熊本県「無らい県運動」記録作成委員会

日時 平成23年1月23日（日）

午後2時から4時まで

場所 菊池恵楓園 社会交流会館

次 第

1 開 会

2 熊本県健康福祉部健康づくり推進課長あいさつ

3 委員紹介

4 議題

(1) 委員長の選出

(2) 熊本県「無らい県運動」記録作成の方策について

・情報の取扱いに関して

・熊本県「無らい県運動」記録作成に関する構成案

(3) 記録作成までのスケジュールについて

(4) その他

5 閉 会

熊本県「無らい県運動」記録作成委員会名簿

	所 属	氏 名
委 員	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授	内田 博文
委 員	菊池恵楓園入所者自治会副会長	志村 康
委 員	熊本大学教授	小松 裕
委 員	熊本学園大学教授	遠藤 隆久
委 員	熊本日日新聞社編集局社会部部次長兼論説委員	泉 潤

(敬称略)

熊本県「無らい県運動」記録作成委員会設置要項

(名 称)

第1条 この委員会は、熊本県「無らい県運動」記録作成委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本県における「無らい県運動」などのハンセン病隔離政策に関し、記録の作成に係る方策の検討、記録の検証、記録の作成等を行うことによって、今後の再発防止、偏見や差別のない社会の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の「無らい県運動」の記録作成に係る方策に関すること
- (2) 本県の「無らい県運動」の記録に係る検証に関すること
- (3) 本県の「無らい県運動」の記録の作成に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員は、関係団体の代表及び学識経験者等をもって構成する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(附 則)

この要項は、平成23年1月7日から施行する。

熊本県「無らい県運動」記録作成に関する構成案

発刊の挨拶

- 熊本県知事
- 菊池恵楓園入所者自治会長

はじめに

第一章 戦前編

1. 「無らい県運動」のきざし
2. 法律「癩予防ニ関スル件」(明治40年)の成立
3. 本妙寺事件

第二章 戦後編

1. 療養所の国立移管
2. 保健所と衛生行政の変遷
3. 「無らい県運動」の継続
4. 啓発・入所勧奨・収容
5. 療養所と周辺の状況

第三章 関連事項

1. 熊本県行政の変遷
2. 関連学会・国際会議の変遷

第四章 現代におけるハンセン病の課題

1. ハンセン病国家賠償訴訟
2. ホテル宿泊拒否事件

第五章 ハンセン病問題の解決に向けて

- 聞き取り調査原稿(別冊)
- 参考資料(別冊)

記録作成までのスケジュール

年	月	内 容
H23	1月	第1回熊本県「無らい県運動」記録作成委員会 【作成方策の決定】
	2月	・聞き取り調査 ・構成案及び県原稿案に関する各委員からの意見の取りまとめ
	3月	第2回熊本県「無らい県運動」記録作成委員会 【構成案の取りまとめ】 【聞き取り調査の結果報告】
	4月	・構成案に沿って、各委員からの意見及び資料等により、原稿案を作成
	5月	} 必要に応じて各委員と個別に内容を協議
	6月	
	7月	第3回熊本県「無らい県運動」記録作成委員会 【原稿案の協議】 ・各委員からの意見の取りまとめ、原稿の編集等
	8月	} 必要に応じて各委員と個別に内容を協議
	9月	
	10月	
	11月	第4回熊本県「無らい県運動」記録作成委員会 【原稿案の最終協議】 ・原稿作成終了
	12月	・「無らい県運動」記録冊子印刷
H24	1月	
	2月	・「無らい県運動」記録冊子配付
	3月	